HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念 ： 日本の債権法改正に寄せて［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	呉, 逸寧
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12385号
Issue Date	2016-09-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63470
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Wu_Yining_review.pdf, 審査の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称　博士（法学）　氏　名　　呉　　逸　寧

審査担当者
主　査　　教　　授　　會　澤　　恒
副　査　　教　　授　　曽　野　裕　夫
副　査　　教　　授　　鈴　木　　賢（明治大学法学部・教授）

中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念
――日本の債権法改正に寄せて――

中国の現行契約法（1999 年制定）114 条 2 項では、契約当事者が約定した違約金を事後的に裁判所（または仲裁機構）が増額したり、減額することを認める規定を置いている。他方、日本民法 420 条では、裁判所に違約金の増減額を認めないことを明文で規定しており、日中はまったく異なる立場を採っているように見える。本稿は中国契約法が定める違約金の増額、減額制度の沿革、趣旨を明らかにし、また裁判例の分析を通じて実際にどのような場合に増額ないし減額を認めているのかを明らかにした上で、戦前中国で制定された中華民国民法を継承する台湾法（減額だけを認める）および日本法との対比を通じて、中国契約法の依って立つ社会哲学的背景に迫ろうとするものである。本文（脚注込み）が約 19 万 7000 字、他に資料を付す。

第 1 章では、違約金の増額、減額制度の趣旨、対象、要件を学説、最高法院の司法解釈がどのように説明しているかを整理し、契約法の前身である経済契約法（1981 年）31 条、渉外経済契約法（1985 年）20 条 2 項にあった同様の規定を検討する。第 2 章では、判例データベース（北大法意）を利用して、2014 年に下された裁判例を数量的に分析する。この 1 年間に違約金の増額を認めた事例が 21 件、認めなかった事例が 25 件あったのに対して、減額を認めた事例が 127 件に上り、減額を認めなかった事例は 22 件に過ぎなかったという。本章では判決に示された理由、契約類型、当事者を詳細に検討し、裁判所は約定された違約金の金額と実損害額を比較し、両者に差額がある場合には、基本的に違約金の増減を認める判断をしていること、すなわち、実損害差額主義に従っていることを明らかにする。つづく第 3 章では増額事例（肯定 2 件、否定 1 件）、減額事例（肯定 3 件、否定 4 件）を取り上げて、事実の概要、判旨、判決理由を詳細に分析し、裁判所がいかなる事情を考慮して違約金変更の可否を判断しているかを明らかにする。中国でも裁判実務においてこの規定がいかに運用されているかを実証的に明らかにする研究は皆無であり、この 2 章、3 章が本稿のオリジナリティがもっとも顕著な部分となっている。第 4 章では本条項を学界ではいかに評価しているか、民法典制定へ向けての立法論における議論状況を整理し、第 5 章では台湾法、日本法との比較法的検討を行う。台湾法については民法 252 条が規定する違約金の減額の解釈、適用を、日本法については民法 420 条の趣旨、違約金条項を公序良俗違反として無効としたうえで、それよりも低い賠償を命じる裁判例、債権法改正における立法論を分析する。むすびでは結論として、中国法では違約金の増額、減額にあたっては、結果の等価性、給付の均衡性だけが重視され、契約当事者の意思自治の理念には充分な配慮がないこと、つまり、個人の自律性を犠牲にする共同平等主義の社会哲学が背後に存在していることを指摘する。最後にこうした発想が何に由来するかを試論的に論じている。

以上のように本稿は、中国契約法 114 条 2 項の分析を通じて中国契約法に貫通する原理的構造に迫ろうとする意欲的なものであり、以下のような優れた点がある。第 1 に、裁判例の分析によって、運用実態から中国契約法の特徴として実体的正義を優先し、意思自治に対する公権的介入を容易に許してしまう傾向があることを実証的に明らかにしている点がある。第 2 に、違約金の増減というミクロな制度運用への分析から契約法、ひいては私法全体の原理的な問題へと説き及ぶ論考となっており、スケールの大きな問題意識を提示している。第 3 に、意思自治への過度な介入を警戒し、違約金の変更に慎重な姿勢を見せる台湾法、日本法との対比から、中国法の特徴の析出に成功している。

他方で、審査委員会では違約金の増減という一斑だけに対する観察によって、本稿が到達した結論が立証されたとまで言えるどうかについては、疑問の余地もあることが指摘された。しかし、中国法では意思自治理念へのコミットメントが弱い可能性は充分に示されており、表現の仕方を工夫すれば、本稿のような結論を支持することは可能だと思われた。また、締結過程を含めた契約のプロセス的把握や契約類型毎の検討といった視点が弱いことが指摘されたが、そのこと自体は本稿の成果を必ずしも減ずるものではないし、本人も今後の研究課題として認識している。日本語の表現においてまだこなれない部分が残るものの、なお公表までに修正可能な許容範囲内にある。

以上を総合的に考慮した結果、審査員全員一致で、本稿が博士（法学）を授与されるに値するレベルに達していると判断した。